

○津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱

平成28年12月20日

津山市告示第141号

改正 平成31年3月31日告示第271号

令和3年3月31日告示第272号

(趣旨)

第1条 市長は、地域の生活環境の改善を図るため、適切な管理が行われていない空家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成27年津山市条例第61号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 危険空家 特定空家等になる可能性のある空家等として市長が認定したものをいう。

(2) 除却工事 建築物及びこれに付属する工作物の全部並びにその敷地に存する門扉、塀、立木等を撤去する工事をいう。

(3) 市内施工業者 市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を置き、建築関連業務等を営む者であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項及び第2項の規定による解体工事業の許可を受けなければならないものにあつては、当該許可を受けたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市内に存する特定空家等又は危険空家（以下「補助対象空家等」という。）について市内施工業者が施工する除却工事（公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事を除く。以下同じ。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 特定空家等又は危険空家の所有権を有する個人若しくはその相続人（以下「所有者」という。）又は除却工事を実施することについて所有者の承諾を得た個人であること。

(2) 市（区）町村税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。

(3) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、除却工事に係る経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、除却工事に係る経費のうち、その経費と同一の経費について他の補助制度により補助金等の交付を受ける場合は、他の補助制度による補助金等と重複する部分の額を控除した額を補助対象経費とし、他の補助制度による補助金等と重複してこの補助金の交付は行わない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象空家等のうち建築物の登記事項証明書（未登記の場合は、評価証明書（市税に関する公簿等の閲覧及び証明事務に関する要綱（平成2年津山市告示第53号）第7条第3項第4号アの評価証明書をいう。以下同じ。））

(2) 申請者の住民票の写し（申請者が相続人である場合は、戸籍謄本等の相続関係が分かる書類の写しを含む。）

(3) 申請者の市税等の滞納がないことを証する書面

(4) 除却工事の施工場所及び施工内容の明細が記載された見積書

(5) 補助対象空家等の現況写真（全体を写したもので撮影日のあるもの）

(6) 所有者が除却工事を実施することについて承諾していることを証する書類（申請者が所有者以外の者である場合であって、所有者の承諾を得て除却工事を実施する場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の代理受領)

第8条 申請者は、補助金の受領を第3条に規定する補助対象事業を施工した市内施工業者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。この場合において、申請者は、前条に規定する書類に加えて、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領（予定・変更）届出書（様式第2号）を添付して市長に提出しなければならない。

2 代理受領を中止しようとするときは、第10条に規定する実績報告書の提出前に、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領予定届出取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 申請者は、除却工事の着工前に前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けなければならない。

（変更等の承認）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、津山市特定空家等及び危険空家除却事業変更・中止承認申請書（様式第4号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 除却工事に係る契約書の写し

（2） 除却工事の経費の支出に係る領収書の写し及び内訳書

（3） 除却工事の施工前、施工中及び施工後の写真（撮影日のあるもの）

（4） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による届出の写し

（5） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し（E票）

（6） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し

（7） その他市長が必要と認める書類

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者が、補助事業を完了したときは、前項に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を実績報告書に添付して市長に報告しなければならない。

（1） 除却工事に係る契約書の写し

（2） 補助事業に要した事業費の明細書の写し（作成年月日並びに市内施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。）

（3） 除却工事の施工前、施工中及び施工後の写真（撮影日のあるもの）

（4） 建築基準法第15条第1項の規定による届出の写し

（5） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し（E票）

（6） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し

- (7) 補助事業に要した事業費の請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し
- (8) 津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領内訳報告書（様式第6号）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者が前条第2項第8号の津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領内訳報告書により代理受領に係るものとして報告した額が前項の規定により確定した補助金の額以下であったときは、当該確定した補助金の額のうち当該報告に係る額について代理受領により交付するものとする。

（請求及び支払）

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。
- 3 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第1項で規定する請求書に加えて、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領に係る委任状（様式第7号）を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業が建築基準法その他の関係法令に違反していることが確認されたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

（補助事業者の責務）

第15条 補助事業者は、当該補助事業を実施したときは、特定空家等又は危険空家の跡地について適切な管理を行わなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成31年3月31日告示第271号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第272号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（表）

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金の交付を受けたいので、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

また、暴力団員等でないこと及び補助対象経費の内容を確認するため、この申請に係る個人情報について関係機関に照会することについて同意します。

補助対象空家等	所在地	津山市
	所有者	
補助対象経費	裏面のとおり	
補助金交付申請額 （消費税抜額）	円	
工事着手予定年月日	年	月 日
工事完了予定年月日	年	月 日

添付書類

- 補助対象空家等のうち建築物の登記事項証明書（未登記の場合は、評価証明書）
- 申請者の住民票の写し（申請者が相続人である場合は、戸籍謄本等の相続関係が分かる書類の写しを含む。）
- 申請者の市税等の滞納がないことを証する書面
- 除却工事の施工場所及び施工内容の明細が記載された見積書
- 補助対象空家等の現況写真（全体を写したもので撮影日のあるもの）
- 所有者が除却工事を実施することについて承諾していることを証する書類（申請者が所有者以外の者である場合であって、所有者の承諾を得て除却工事を実施する場合に限る。）
- その他（ ）

(裏)

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付申請調書

当てはまる項目に☑又は内容を記入してください。

1 申請者について

<input type="checkbox"/> 建築物の登記事項証明書に所有者として記載されている者（評価証明書の場合は納税義務者）である。
<input type="checkbox"/> 所有者は1人
<input type="checkbox"/> 所有者は複数人（除却工事を実施することについて全員の同意が得られている。）
<input type="checkbox"/> 相続人である。
<input type="checkbox"/> 相続人は1人
<input type="checkbox"/> 相続人は複数人（除却工事を実施することについて全員の同意が得られている。）
<input type="checkbox"/> 所有者の承諾を得て除却工事を実施する者である。
<input type="checkbox"/> 市税等の滞納がない。
<input type="checkbox"/> 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない。

2 補助対象空家等について

<input type="checkbox"/> 不動産登記がある。	
<input type="checkbox"/> 建築物の登記事項証明書に所有権以外の権利が設定されている。【補助対象外】	
<input type="checkbox"/> 建築物の登記事項証明書に所有権以外の権利は設定されていない。	
<input type="checkbox"/> 未登記である。	
<input type="checkbox"/> 評価証明書に補助対象空家等がある。	
<input type="checkbox"/> 評価証明書に補助対象空家等がない。【補助対象外】	
建築年月日 (登記事項証明書の原因日)	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 建築年不詳
構造等	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木造以外 <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> その他 ()
用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 ()

3 除却工事について

工事見積額 A	円
補助対象経費 B	円
補助金交付申請額 C	①又は②のいずれか低い額 円
	① $B \times 1 / 3 =$ 円 (千円未満切捨て) ② 500,000円
申請者負担額 A - C	円
除却後の跡地の管理方針	<input type="checkbox"/> 自己管理 <input type="checkbox"/> 売却・賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第2号（第8条関係）

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領（予定・変更）届出書

年 月 日

津山市長 殿

補助事業者 住 所
(委任予定者) 氏 名

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の受領について、下記の除却事業者（委任する予定・変更する予定）であることを届け出ます。

補助事業の内容

補助事業の 施工場所	
総事業費	円
補助金申請額	円

除却事業者（受任予定者）

上記の権限の委任を受けることを予定します。

住 所	
法 人 名	
代表者氏名	

様式第3号（第8条関係）

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領予定届出取下書

年 月 日

津山市長 殿

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、届け出した代理受領予定届出書について、下記の理由により取り下げます。

- 1 補助事業の場所
- 2 総事業費 円
- 3 補助金申請額 円
- 4 取下げの理由

様式第4号（第10条関係）

津山市特定空家等及び危険空家除却事業変更・中止承認申請書

年 月 日

津山市長 殿

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け津山市指令 第 号で交付決定を受けた津山市特定空家等及び危険空家除却事業について、次のとおり 変更・中止 の承認を受けたいので、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金の変更交付申請額 円
- 2 変更の内容
- 3 変更又は中止の理由
- 4 添付書類
 - (1) 変更の内容が分かる見積書の写し
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号（第11条関係）

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け津山市指令 第 号で交付決定を受けた津山市特定空家等及び危険空家除却事業が完了したので、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付決定額 円

2 実績額 円

3 補助事業の実施期間
年 月 日着工
年 月 日完工

4 添付書類

- (1) 除却工事に係る契約書の写し
- (2) 除却工事の経費の支出に係る証拠書類の写し（施工場所及び施工内容の明細が記載されたもの）
- (3) 除却工事の施工中及び施工後の写真（撮影日のあるもの）
- (4) 建築基準法第15条第1項の規定による届出の写し
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し
- (7) その他（ ）

様式第6号（第11条関係）

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領内訳報告書

年 月 日

津山市長 殿

補助事業者 住 所
(委任者) 氏 名

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱第11条第2項第8号の規定により、下記の補助事業に要した事業費から補助金額を差し引いた金額について、下記の除却事業者（受任者）に支払ったことを報告します。

補助事業の内容

補助対象空家等	所在地	
	所有者	
総事業費		円
補助金額		円
除却事業者 に支払った金額 (差引金額)		円

除却事業者（受任者）

上記差引金額を受領しました。

住 所	
法 人 名	
代表者氏名	㊟

様式第7号（第13条関係）

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金代理受領に係る委任状

年 月 日

津山市長 殿

補助事業者 住 所
(委任者) 氏 名 ④

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、補助金の受領について、下記の除却事業者（受任者）に委任します。

補助事業の内容

補助対象空家等	所在地	
	所有者	
補助金確定通知日及び通知番号	年 月 日	津山市指令 第 号
補助金確定額	円	

除却事業者（受任者）

上記の権限の委任を受けることを承認します。

住 所	
法 人 名	
代表者氏名	④

なお、振込口座は次のとおりです。

口座振込先	金融機関名	銀行・農協 金庫・銀行	本店・支店 出張所
	預金種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		